

京労発基 0523 第 2 号
令和 5 年 5 月 23 日

関係機関・団体 各位

京都労働局長



労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を
改正する政令等の施行について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定の対象機械に追加される件に係る関係政省令の改正が令和 5 年 3 月 27 日に公布されました。改正政省令につきましては、令和 5 年 10 月 1 日から施行することとしております。

改正政省令の趣旨及び内容は別添のとおりですので、貴団体におかれましても、改正の趣旨を御理解いただき、会員事業場等に対して周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

※京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第 8 条第 3 項の規定に基づき、その印影を印刷としています。

基発 0327 第 16 号
令和 5 年 3 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を
改正する政令等の施行について

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 69 号。以下「改正政令」という。）が令和 5 年 3 月 23 日に、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 29 号。以下「改正省令」という。）及び労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（令和 5 年厚生労働省告示第 88 号。以下「改正告示」という。）が令和 5 年 3 月 27 日に公布及び告示され、一部の事項を除き、令和 5 年 10 月 1 日から施行することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨及び概要

1 改正の趣旨

電動ファン付き呼吸用保護具については、これまで、防じん用のものについてのみ労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 42 条の譲渡等制限（以下単に「譲渡等制限」という。）及び法第 44 条の 2 第 1 項の型式検定（以下単に「型式検定」という。）の対象としてきたところである。

近年、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が開発され、従来の防毒マスクと比較して化学物質に対する防護能力が高く、かつ、呼吸がしやすい等の利点があり、化学物質による労働災害防止のために有効な保護具であることから、当該保護具について譲渡等制限及び型式検定の対象とするた

め、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「安衛令」という。）、労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号。以下「手数料令」という。）、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号。以下「登録省令」という。）、機械等検定規則（昭和 47 年労働省令第 45 号。以下「検定則」という。）、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成 26 年厚生労働省告示第 455 号）等について、所要の改正を行ったものである。

2 改正政令の概要

(1) 安衛令の一部改正

ア 譲渡等制限の対象となる機械の追加

譲渡等制限の対象には、ハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるもの以外の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具は含まれないことを規定したこと（第 13 条第 5 項関係）。

イ 型式検定を受けるべき機械の追加

型式検定を受けるべき機械として、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他厚生労働省令で定めるものに限る。）を対象とすることを規定したこと（第 14 条の 2 関係）。

(2) 手数料令の一部改正

ア 国が行う防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定の手数料を定めたこと（別表第 3 関係）。

イ 型式検定に係る職員の出張費用の手数料への加算について定めたこと（第 5 条の 2 関係）。

(3) その他所要の改正を行ったこと。

3 改正省令の概要

(1) 安衛則の一部改正

譲渡等制限及び型式検定の対象となる防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具として、アンモニア用のもの及び亜硫酸ガス用のものを規定したこと（第 26 条の 2 及び第 29 条の 3 関係）。

(2) 登録省令の一部改正

指定外国検査機関の指定の区分及び登録型式検定機関の登録の区分に、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具に係る区分を追加したこ

と（第1条の12及び第19条の3関係）。

(3) その他所要の改正を行ったこと。

4 改正告示の概要

(1) 電動ファン付き呼吸用保護具の規格の一部改正

防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の規格を定めたこと。

(2) その他所要の改正を行ったこと。

5 施行日及び経過措置

(1) 施行日（改正政令附則第1条、改正省令附則第1条及び改正告示附則関係）

改正政令及び改正省令は、一部を除き、令和5年10月1日から施行することとしたこと。

(2) 改正政令に係る経過措置（改正政令附則第2条及び第3条関係）

ハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるもので、令和6年10月1日前に製造され、又は輸入されたものについては、法第42条の規定は適用しないとともに、法第44条の2に基づく型式検定を受けることを要しないこと。

(3) 改正省令に係る経過措置

ア ハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び改正省令による改正後の安衛則第26条の2で定めるもので、令和6年10月1日前に製造され、又は輸入されたものについては、令和8年9月30日までの間、安衛則第27条は適用しないこと（改正省令附則第2条）。

イ その他所要の経過措置を設けたこと。

第2 細部事項

1 検定則関係（改正省令第8条関係）

(1) 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定合格標章に表示すべき「種類」は、面体等及び電動ファンに付す型式検定合格標章については通常風量形又は大風量形の別、ろ過材に付す型式検定合格標章については粒子捕集効率に係る性能による区分であること（様式第11号(3)（甲）備考4及び様式第11号(3)（乙）備考3関係）。

(2) 1つの防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の面体等又はろ過材等に複数の型式検定合格標章を同時に表示すべき場合であって、これ

らの型式検定合格標章に記載すべき「型式検定に合格した年」、「品名」及び「種類」が同一であるときは、これらの型式検定合格標章を1つの標章にまとめた上で、複数の型式検定合格番号を列記することも差し支えないこととしたこと（様式第11号（3）（甲）備考5及び様式第11号（3）（乙）備考4関係）。

なお、このような型式検定合格標章の例は次のとおりであること。
（様式第11号（3）（乙）の場合の例）



2 電動ファン付き呼吸用保護具の規格関係（改正告示第5条関係）

（1）第6条関係

表中「吸収缶」の項の「条件」欄の第2号中「ろ過材を具備していること。」とは、ろ過材を吸収缶の内部に具備しているものに加えて、ろ過材が吸収缶の外側から取り付けられているものを含むものであること。

（2）第7条関係

表中「内圧試験」の「通気抵抗測定装着具」とは、面体の気密性を保持することができる形状のもので、「試験用人頭」では気密性の保持が難しい場合に、「試験用人頭」の代わりに使用するものであること。

（3）第8条関係

第5項第3号の「使用上の注意事項」には、除毒能力、重量、未使用吸収缶の保存期限、防じん機能の有無及び性能による区分に応じた適用範囲、使用用途等についても記載されていることが望ましいこと。

第3 関連通達の改正

改正政令等の公布前に発せられた、次に掲げる関係通達においては、「電動ファン付き呼吸用保護具」と規定されているものは、「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」と、「防毒マスク」と規定されているものは、「防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」と読み替えた上で適用するものとする。

【関係通達】

(電動ファン付き呼吸用保護具関係)

<労働基準局長名通達>

| 番号 | 通達名 |
|----|---|
| 1 | 昭和 42 年 3 月 31 日付け基発第 442 号「鉛中毒予防規則の施行について」 |
| 2 | 昭和 46 年 5 月 24 日付け基発第 339 号「特定化学物質等障害予防規則の施行について」 |
| 3 | 昭和 53 年 2 月 10 日付け基発第 80 号「機械等検定規則の一部を改正する省令の施行について」 |
| 4 | 昭和 54 年 7 月 26 日付け基発第 382 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び粉じん障害防止規則の施行について」 |
| 5 | 平成 13 年 4 月 25 日付け基発第 401 号の 2「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」 |
| 6 | 平成 17 年 3 月 18 日付け基発 0318 第 3 号「石綿障害予防規則の施行について」 |
| 7 | 平成 20 年 2 月 26 日基発第 0226006 号「粉じん障害防止規則等の一部を改正する省令の施行について」 |
| 8 | 平成 21 年 2 月 18 日基発第 0218001 号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について」 |
| 9 | 平成 21 年 3 月 31 日基発第 0331013 号「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」 |
| 10 | 平成 23 年 7 月 28 日付け基発 0728 第 6 号「石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」 |
| 11 | 平成 24 年 12 月 3 日基発 1203 第 1 号「インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具」 |
| 12 | 平成 25 年 3 月 5 日付け基発 0305 第 1 号「特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令等の施行等について」 |
| 13 | 平成 26 年 1 月 10 日付け基発 0110 第 1 号「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について」 |
| 14 | 平成 26 年 4 月 23 日付け基発 0423 第 7 号「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の制定について」 |
| 15 | 平成 26 年 4 月 23 日付け基発 0423 第 9 号「石綿障害予防規則の一部を改正する省令及び建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の周知について」 |
| 16 | 平成 27 年 9 月 30 日付け基発 0930 第 9 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」 |
| 17 | 平成 28 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 26 号「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に |

| | |
|----|---|
| | 基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」について」 |
| 18 | 平成 28 年 11 月 30 日付け基発 1130 第 4 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」 |
| 19 | 平成 28 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 1 号「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインの策定について」 |
| 20 | 平成 30 年 1 月 18 日付け基発 0118 第 1 号「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインの改正について」 |
| 21 | 令和 2 年 6 月 15 日付け基発 0615 第 6 号「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」 |
| 22 | 令和 2 年 7 月 20 日付け基発 0720 第 1 号「粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等の施行について」 |
| 23 | 令和 2 年 7 月 20 日付け基発 0720 第 2 号「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの改正について」 |

<安全衛生部長名通達>

| 番号 | 通達名 |
|----|---|
| 24 | 平成 20 年 9 月 19 日付け基安発第 0919002 号「建築物の解体等作業における石綿による労働者の健康障害防止対策の徹底について」 |
| 25 | 平成 22 年 12 月 22 日付け基安発 1222 第 2 号「インジウム・スズ酸化物等取扱い作業による健康障害防止対策の徹底について」 |
| 26 | 平成 23 年 8 月 12 日付け基安発 0812 第 2 号「東日本大震災の復旧工事における船舶の解体等作業に係る労働災害防止対策の徹底について」 |

<化学物質対策課長名通達>

| 番号 | 通達名 |
|----|--|
| 27 | 平成 19 年 5 月 11 日付け基安化発第 0511001 号「石綿飛散が想定される作業現場における石綿作業環境測定とマスク効率に関する調査」の結果について」 |
| 28 | 平成 23 年 3 月 28 日付け基安安発 0328 第 2 号・基安労発 0328 第 1 号・基安化発 0328 第 2 号「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について(その 2)」 |
| 29 | 平成 23 年 7 月 22 日付け基安化発 0722 第 2 号「一酸化炭素による労働災害の防止について」 |
| 30 | 平成 24 年 2 月 13 日付け基安化発 0213 第 1 号「建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について」 |

| | |
|----|--|
| 31 | 平成 26 年 1 月 10 日付け基安化発 0110 第 1 号「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の運用に当たり留意すべき事項について |
| 32 | 平成 26 年 5 月 30 日付け基安化発 0530 第 1 号・基安労発 0530 第 1 号「鉛等有害物を含む塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」 |
| 33 | 平成 28 年 12 月 27 日付け基安化発 1227 第 1 号「特定化学物質障害予防規則第 38 条の 20 第 3 項第 2 号に定める有効な呼吸用保護具の防護係数の確認に関する補足について」 |
| 34 | 平成 30 年 4 月 13 日付け基安化発 0413 第 2 号・基安労発 0413 第 5 号「蛇紋岩等の取扱い作業における石綿粉じん等に関する留意点について」 |
| 35 | 平成 31 年 4 月 15 日付け基安化発 0415 第 1 号・基安労発 0415 第 1 号・基補発 0415 第 1 号「特定の有機粉じんによる健康障害の防止対策の徹底について」 |

<事務連絡>

| 番号 | 通達名 |
|----|---|
| 36 | 平成 29 年 3 月 6 日付け事務連絡「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインに関する問答について」 |
| 37 | 平成 30 年 3 月 27 日付け事務連絡「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインに関する問答について」 |

(防毒マスク関係)

<労働基準局長名通達>

| 番号 | 通達名 |
|----|---|
| 38 | 昭和 41 年 2 月 23 日付け基発第 174 号「造船業における労働災害の防止について」 |
| 39 | 昭和 45 年 12 月 28 日付け基発第 922 号「家内労働法の施行について」 |
| 40 | 昭和 51 年 3 月 30 日付け基発第 291 号「自然換気不十分な場所における内燃機関の使用に伴う一酸化炭素中毒の防止の徹底について」 |
| 41 | 平成 9 年 3 月 25 日付け基発第 197 号「建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について」 |
| 42 | 平成 10 年 6 月 1 日付け基発第 329 の 1 号「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について」 |
| 43 | 平成 13 年 4 月 25 日付け基発第 401 号の 2「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」 |
| 44 | 平成 13 年 4 月 27 日付け基発第 413 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則及び特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令等の施行等について」 |
| 45 | 平成 17 年 2 月 10 日付け基発第 0210005 号「P C B 廃棄物の処理作業等における安全衛 |

| | |
|----|--|
| | 生対策について」 |
| 46 | 平成 17 年 3 月 25 日付け基発第 0325002 号「レーザー光線による障害の防止対策について」 |
| 47 | 平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331013 号「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」 |
| 48 | 平成 23 年 2 月 4 日付け基発 0204 第 4 号「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」 |
| 49 | 平成 24 年 5 月 17 日付け基発 0517 第 2 号「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について」 |
| 50 | 平成 24 年 10 月 26 日付け基発 1026 第 6 号・雇発 1026 第 2 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」 |
| 51 | 平成 24 年 12 月 3 日付け基発 1203 第 1 号「インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具」の適用について |
| 52 | 平成 25 年 3 月 14 日付け基発 0314 第 5 号・雇発 0314 第 15 号「家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」 |
| 53 | 平成 26 年 1 月 10 日付け基発 0110 第 1 号「「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について」 |
| 54 | 平成29年7月13日付け基発0713第3号「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について」の一部改正について |
| 55 | 令和 4 年 4 月 15 日付け基発 0415 第 1 号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」 |

<安全衛生部長名通達>

| 番号 | 通達名 |
|----|--|
| 56 | 平成 5 年 3 月 19 日付け基安発第 8 号「レーヨン製造工程における労働衛生管理の徹底について」 |
| 57 | 平成 10 年 6 月 1 日付け基安発第 15 号の 1「代替フロンによる健康障害予防のための当面の対策の推進について」 |
| 58 | 平成 24 年 8 月 1 日付け基安発 0801 第 1 号「平成 2 3 年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」 |
| 59 | 平成 27 年 12 月 18 日付け基安発 1218 第 1 号「芳香族アミンによる健康障害の防止対策について」 |

<化学物質対策課長通達>

| 番号 | 通達名 |
|----|---|
| 60 | 平成 25 年 10 月 29 日付け基安化発第 1029 第 1 号「送気マスクの適正な使用等について」 |

<事務連絡>

| 番号 | 通達名 |
|----|--|
| 61 | 平成 10 年 11 月 18 日付け事務連絡「映画、テレビ番組等の撮影現場等における労働災害防止について」 |

防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定等の対象機械に追加されます！！

厚生労働省では、平成26年に防じん用の電動ファン付き呼吸用保護具についてのみ構造規格を定め、型式検定の対象としてきましたが、今般、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（**防毒用電動ファン付き呼吸用保護具**）が**型式検定等の対象**となりました。

この改正は、**令和5年10月1日から施行・適用**します。

- ① **型式検定に合格していない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具は、2026年（令和8年）9月30日までしか使用できませんので、それまでに型式検定に合格したものに買い換えてください。**
- ② **防毒マスクの使用が義務付けられている作業場所等で、防毒用電動ファン付き呼吸用保護具も使用することができるようになります。**

防毒用電動ファン付き呼吸用保護具とは

- 主に電動ファン、吸収缶、面体等から構成され、環境空気中の有害なガス若しくは蒸気等を除去した空気を装着者へ供給するろ過式呼吸用保護具。
- 電動ファンにより送気するので、面体内が陽圧（※）になるため、面体内に有害物質が侵入しにくく、かつ、呼吸が容易であり作業者の負担が少ない。

※ 防じんマスク及び防毒マスクは、肺力により空気を吸引するため、面体内は陰圧になる。

電動ファン付き呼吸用保護具の種類

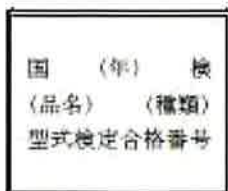
| | | | | | |
|----------------------------|--|---|----------|---|--|
| 面体形 | ＜半面形面体＞ | ＜全面形面体＞ | ルーズフィット形 | ＜フード＞ | ＜フェイスシールド＞ |
| |  （下部や側面） |  （下部やアイピース） | |  （アイピース） |  （アイピースや口周部） |
| ※半面形面体、全面形面体の写真はG-PAPRのもの。 | | ※フード、フェイスシールドの写真はPAPRのもの。 | | | |

＜型式検定合格標章の例＞

（呼吸用保護具本体用の合格標章）



（吸収缶及び電動ファン用）



※本体の合格標章は概ね赤丸（●）部分に貼られています。

- 型式検定に合格したものは合格標章が貼られています。
- 「国（年）検」部分に型式検定に合格した年から有効期間（5年）を過ぎた製造年月ではないかを確認してください。
- 「品名」部分には、防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の場合は「GP」と記載されています。



今回の改正等のポイント

1. 型式検定及び譲渡等制限の対象機械へ追加

- 防毒用電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡等制限を受けるべき機械として追加。

2. 型式検定及び規格を具備すべき機械を規定

- 型式検定及び規格を具備すべき防毒用電動ファン付き呼吸用保護具として、「ハロゲンガス用」「有機ガス用」、「アンモニア用」と「亜硫酸ガス用」の4つを規定。

3. 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具へ名称変更

- 既に「電動ファン付き呼吸用保護具」と規定されている政省令等については、「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」と名称変更。

4. その他関係省令の一部改正

- 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）等において、各作業の際に防毒マスク等を使用しなければならないと規定されている機械等に防毒用電動ファン付き呼吸用保護具を追加。

経過措置（猶予期間）

＜2024年（令和6年）10月1日前に製造・輸入されたもの＞

型式検定に合格標章の表示が付されていないものは、2026年（令和8年）9月30日までしか使用できません。

経過措置（猶予期間）等について

| | 2022(令和4)年 | | | | 2023(令和5)年 | | | | 2024(令和6)年 | | | | 2025(令和7)年 | | | | 2026(令和8)年 | | | | 2027(令和9)年以降 |
|---|------------|----|----|-----|--------------------|----|----|-----|----------------------------------|----|----|-----|------------|----|----|-----|------------|----|----|-----|--------------|
| | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | |
| 政令改正 | | | | | ★公布(3月中)★施行(10月1日) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 省令改正 | | | | | ★公布(3月中)★施行(10月1日) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①改正構造規格に基づく防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用、譲渡等又は型式検定に合格している防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用 (※1)、輸入・製造 ＜政令附則第1項＞ | | | | | | | | | 使用・譲渡等、製造・輸入可能(2023(令和5)年10月1日～) | | | | | | | | | | | | |
| ②令和6年10月1日前に製造等され、改正構造規格に基づかない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用が認められる猶予期間(※2) ＜政令附則第2項、省令附則第2条＞ | | | | | | | | | 使用可能(2026(令和8)年9月30日まで) | | | | | | | | | | | | X |
| ③令和6年10月1日前に製造等され、型式検定に合格していない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用が認められる猶予期間 ＜政令附則第3項、省令附則第2条＞ | | | | | | | | | 使用可能(2026(令和8)年9月30日まで) | | | | | | | | | | | | X |

※1：施行後は、労働安全衛生規則（以下、「安衛則」という。）第27条により規格を具備したものを使用しなければならず、労働安全衛生法（以下、「安衛法」という。）第44条の2第7項により型式検定を受けたものを使用しなければならない。

※2：令和6年10月1日前に製造され、又は輸入されたものは、令和8年9月30日までの間は、安衛則第27条を適用しない。